

第20回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 平成28年1月25日 午後3時00分～午後4時10分

2、開催場所 4階 全協室

3、出席委員（14人）

会長	5番 内田 昌明
会長職務代理者	14番 阿佐美 安徳
委員	1番 石原 輝雄
	2番 斎藤 清
	4番 福島 勝繁
	6番 町田 まさ江
	7番 重田 俊一
	8番 武士 千雅子
	9番 清水 和男
	10番 富田 孝行
	11番 松浦 好一
	12番 山口 久雄
13番 原 一仁	
15番 根岸 昇	

4、欠席委員（1人） 3番 宮沢 福夫

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請（県処分）について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請（県処分）について

議案第3号 下限面積（別段面積）の設定について

第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

報告第3号 農地法18条許可権限の権限移譲について

6、その他

・その他

7、農業委員会事務局職員

事務局長 大谷 義久

事務局 斎藤 博

8、会議の概要

議長 ただ今から第20回総会を開会いたします。

本日は、出席委員は14名ですので総会は成立しております。

それでは、玉村町農業委員会会議規則第14条第1項に規定する
議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議
ありませんか。

(異議なし)

それでは、14番 阿佐美 委員、15番 根岸 委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の斎藤氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお
願いします。

事務局 【議案第1号番号1受付番号42800003について、議案書と詳細を朗読、説明。】

議長 番号1、42800003について審議を行います。この件に関しまして、農地部会
が現地調査を行っておりますので、部長より報告をお願いします。

部長 現地調査をしたところ、一部住宅地の脇であり、東側は土手となっております
ので付近の農地に影響がないとみて、部会としては許可相当と判断しました。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入りたいと思います。受付番号 42800003 について、ご意見、ご質問のある方の挙手を求めます。

(なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 42800003 について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、受付番号 42800003 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

議長 続いて、議案第2号番号1農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第2号番号1受付番号42800002について、議案書と詳細を朗読、説明】

議長 番号1、42800002の審議を行います。この件に関しまして、農地部会が現地調査を行っておりますので、部長より報告をお願いします。

部長 現地調査の結果は、南側は宅地と畠ですが、畠は植えっぱなしの植木がある状態であり、北側も宅地化されておりますので、許可相当と判断しました。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入りたいと思います。受付番号 42800002 について、ご意見、ご質問のある方の挙手を求めます。

(なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 42800002 について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、受付番号 42800002 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

議長 議案第3号下限面積(別段面積)の設定について事務局より説明をお願いしま

す。

事務局 【議案第3号下限面積（別段面積）の設定について、議案書と詳細を朗読、説明】

議長 内容は、いわゆる5反ルールがありますが、これについて検討するということですね。

事務局 そうです。下限面積を設定しても良いし、このまま設定せずに5反を条件にしても良いと言うことです。

委員 これは、農地の権利移動を流動化して農家を増やせば良いということですか。

事務局 そういう訳ではなく、遊休農地の多い場所などは、権利移動をやりやすくして耕作をしてもらうようにするということです。

委員 要望ですが、この表は玉村・芝根・上陽・滝川と分かれているが、玉村町一本で良いと思う。基準を上げる下げるはしないで、50アールのままで良いのかと思う。

議長 設定の検討をする目的をはっきりして欲しいのと、旧村はもう古いから玉村町一本でお願いしたいとのことですね。

委員 玉村町では、50アールの設定を下げると、農業で収益を上げることが不可能な農家が出てくる。遊休農地があるとかの話があれば検討するべきかもしれないが、玉村町では、設定する必要はないのではないか。

議長 今回は、検討課題を持ち帰り、次回で決定するということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 それでは、次第4の議事については、終了といたします。

議長 次に次第5の報告事項に移ります。報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局 【報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況に

について朗読、説明】

【報告事項第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について朗読、説明】

議長 これらの件について一括して、委員からご意見、ご質問のある方の挙手を求めます。

(発言なし)

議長 次に報告第3号農地法18条許可権限の権限移譲について事務局より説明をお願いします。

事務局 【報告事項第3号農地法18条許可権限の権限移譲について朗読、説明】

議長 この権限移譲の件については、玉村町ではあまり例がないので、実際どのような場合があるのか実例がないですが、係争している場合が多いとのことですか。

事務局 この件については、県から町に協議がきておりますが、受けるということで回答しますが、お願ひいたします。

議長 報告事項を終了といたします。

議長 次に次第6その他につきまして、事務局よりお願ひいたします。

事務局 【農業者等との意見交換会実施について説明】

議長 現在いろいろと農業問題が山積しておりますので、認定農業者と意見交換を行いたいと思っていますが、県の農政部副部長濵谷さんに講演を受けることが出来ることになりましたので、皆様にお諮りしたいと思います。

委員 昔は良く座談会とかを行っていましたが、最近はそういう機会もなかった。また、認定農業者同士で交流する良い機会になると思うので、是非行ってほしい。

委員 我々は、最後の農業委員であり、これからは認定農業者が農業委員の過半数を占めることになるので、農業委員の現状や、県の考え方を話し合うのは良い機会ではないか。様々な制度等も詳しく聞きたい。

議長

皆様の賛同をいただきましたので、事務局と進めていきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

事務局

【給食センター搬入農家との意見交換会について説明】
給食センターからの打診がありましたので、お諮りいたします。

委員

2月の委員会を午前中に行えば、全員参加出来るのではないか。

事務局

それでは、意見交換会を行い、委員会を午前に行う方向で進めさせていただきます。

議長

以上で、本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会といたします。

以上の通り、会議の内容を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

議事録署名人

議事録署名人